

古賀市の部活動地域展開について

古賀市教育委員会（令和7年8月）

部活動地域展開とは、「生涯にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、学校と地域・保護者が連携・協働し、学校部活動を地域クラブ(*1)やクラブ(スクール)(*2)へ段階的に展開していくこと」です。本市では、国や県の方針に基づき、段階的な部活動地域展開をめざします。

(*1)地域クラブとは

スポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」及び福岡県の策定した「福岡県学校部活動の在り方に関する指針」に則った運営体制や活動内容の団体のこと。

(*2)クラブ(スクール)とは

既存のクラブチームや習い事のこと。

01 国の方針について

国の方針は、まず休日からはじめ、次に平日の部活動を学校外に移すこととしています。令和7年度までを「改革推進期間」、令和8～10年度を「改革実行期間（前期）」、令和11～13年度を「改革実行期間（後期）」と位置づけ地域展開を推進することとしています。

		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
国 の 動 向	概 要	改革推進期間			改革実行期間（前期）			改革実行期間（後期）		
		<休日> 段階的な地域展開 (困難な場合は地域連携(*3))			<休日> 地域展開 (困難な場合は地域連携(*3))			<休日> 段階的な地域展開 (困難な場合は地域連携(*3))		
		<平日> 準備のできたところから			<平日> 準備のできたところから			<平日> さらなる改革を推進		

(*3) 地域連携とは

学校の部活動において、部活動の指導や大会の引率等に関し、外部の人材を活用すること。

02

古賀市の方針について

本市では、休日・平日を一体的に考え、部活動を令和7年4月から10年8月までを「移行期間」として、部活動と中学生が参加できる地域クラブ・クラブ（スクール）が共存しながら地域展開を進めていきます。令和10年の9月以降は「実行期間」とし、最終的には、すべての部活動が地域クラブ・クラブ（スクール）へ展開できることをめざして、段階的に進めていきます。

		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
古賀市の動向	概要	準備期間		移行期間			8月	9月	実行期間	
		<休日・平日>		<休日・平日>					<休日・平日>	
		部活動（一部、外部指導等を含む）		地域連携及びできるところから地域展開 （部活動と地域クラブ（スクール共存））					すべての部活動の地域クラブ・クラブ（スクール）への展開を目指す	

03

古賀市の部活動地域展開スケジュール

本市では、地域クラブや中学生が参加できるクラブ（スクール）の活動を充実させるため、部活動の受け皿となる地域クラブの整備の支援を行い、クラブ（スクール）の協力もいただきながら、地域展開を進めていきます。また、施設の貸出についても、令和8年4月からは、優先的に地域クラブやクラブ（スクール）に、体育館やグラウンド、音楽室等を貸し出します。地域クラブ・クラブ（スクール）への施設の貸し出しに伴い、令和8年4月以降は土曜日の部活動休養日が段階的に増えていきます。

次ページの図左側には、令和7年4月時点の学年において、部活動として活動できる期間を矢印で示しています。（入部者がゼロとなり募集停止となったり、全員が地域クラブやクラブ（スクール）に移動したりした場合は、この限りではありません。）さらに、令和10年9月からは、生徒のために、総合文化・スポーツクラブの活動を週1回程度、各校に立ち上げることも検討します。

令和7年4月 ～ 令和8年3月	部活動として活動できる期間 (令和7年4月時点の学年)		時間帯	月	火	水	木	金	土	日
	4月	～	～17時	部活動 休養日	部活動可	部活動 休養日	部活動可	部活動可	①部活動可 ②部活動可 ③部活動可 ④部活動可	部活動 休養日 一般開放 (終日)
	8月	～	18時～22時	体育館：一般開放 グラウンド：日曜のみ一般開放						
	3月									
令和8年4月 ～ 令和9年3月	4月		時間帯	月	火	水	木	金	土	日
	～		～17時	部活動 休養日	部活動可	部活動 休養日	部活動可	部活動可	①部活動休養日 ②部活動可 ③部活動可 ④部活動可	部活動 休養日 一般開放 (終日)
	8月	～	17時～20時	体育館・グラウンド・音楽室等：地域クラブ・クラブ（スクール）利用可						
	3月		20時～22時	体育館・グラウンド：一般開放						
令和9年4月 ～ 令和10年3月	4月		時間帯	月	火	水	木	金	土	日
	～		～17時	部活動 休養日	部活動可	部活動 休養日	部活動可	部活動可	①部活動休養日 ②部活動可 ③部活動休養日 ④部活動可	部活動 休養日 一般開放 (終日)
	8月	～	17時～20時	体育館・グラウンド・音楽室等：地域クラブ・クラブ（スクール）利用可						
	3月		20時～22時	体育館・グラウンド：一般開放						
令和10年4月 ～ 令和10年8月	4月		時間帯	月	火	水	木	金	土	日
	～		～17時	部活動 休養日	部活動可	部活動 休養日	部活動可	部活動可	①部活動休養日 ②部活動休養日 ③部活動休養日 ④部活動可	部活動 休養日 一般開放 (終日)
	8月		17時～20時	体育館・グラウンド・音楽室等：地域クラブ・クラブ（スクール）利用可						
			20時～22時	体育館・グラウンド：一般開放						
令和10年9月 ～	9月		時間帯	月	火	水	木	金	土	日
			～17時	×	総合文化 スポーツクラブ (予定)	×	×	×	×	一般開放 (終日)
			17時～20時	体育館・グラウンド・音楽室等：地域クラブ・クラブ（スクール）利用可						
			20時～22時	体育館・グラウンド：一般開放						

※土曜日に設定された部活動休養日には、地域クラブとして活動することができます。ただし、段階的に地域クラブへ移行していきますので、進捗状況によって変わることがあります。

04 古賀市の地域クラブ・クラブ（スクール）について

今後、部活動の地域展開を進めていく上で、既存の学校部活動の受け皿となる地域クラブを段階的に整備します。本市において新しく地域クラブを発足させる場合は、古賀市部活動ガイドラインに準じて活動を行うことを前提として、複数名のスタッフ（指導者、コーチ等）による運営、市内の学校であればどの学校の生徒も受け入れることなどの所定の条件を満たした上で、生涯学習推進課が準備する所定の申請書等を提出し、登録していただきます。また、部活動

の地域展開に伴って、新たに学校部活動の受け皿となるクラブ（スクール）も、地域クラブと同じように申請書を提出し登録することにより、中学校の施設を優先的に使用することができます。

現在、平日は18時から施設を使用できますが、令和8年4月からは、17時から20時まで（活動時間は2時間以内）使用できるよう改正を予定しています。さらに、活動に必要な備品で、これまで部活動でも使用していたライン引きやバレー、バトミントンの支柱などについては、貸し出しを予定しています。なお、地域クラブ、クラブ（スクール）の中体連等の大会やコンクールへの出場については各クラブの任意の判断となりますが、クラブからの申請により、これまでどおり出場は可能です。

05 経済的支援について

地域クラブやクラブ（スクール）の運営に対しては、施設の優先利用や減免措置、道具の貸出などの支援があります。また、市内の地域クラブやクラブ（スクール）で中体連や中体連の大会やコンクールに出場する場合は、生徒に対して旅費等の補助が受けられる場合があります。（詳しくは、学校教育課にお尋ねください。）

地域クラブやクラブ（スクール）の運営は、既存のクラブチームや習い事と同じように受益者負担の原則に則り、参加者が納入する会費で運営されることとなりますので、原則として経済的支援はありませんが、現在、文部科学省では、活動費の保護者負担について検討を進めています。

06 移行期間（令和7年4月～令和10年8月）について

移行期間には、学校部活動に所属しながら、地域クラブやクラブ（スクール）にも掛け持ちで参加することも可能です。ただし、中体連の規定により、参加できる種目は原則1つであり、年度初めに部活動として大会に参加するのか、地域クラブやクラブ（スクール）として参加するのかを決めなければなりません。（年度途中での変更はできません）詳しくは、福岡県中学校体育連盟のホームページをご覧ください。

部活動を地域クラブへ展開するとどうなりますか？

- ・地域の文化・スポーツ活動の活性化が期待できます。
- ・部活動にはなかった種目のクラブが設置される可能性があります。
- ・活動日によって、異なる種目を選択するなど、生徒の選択肢の幅が広がります。
- ・指導者への謝金や活動費用等の負担が必要になります。
- ・学校外で活動する場合、移動方法の検討が必要な場合があります。
- ・大会の参加条件は、主催団体の規定によります。現在、各種団体において地域クラブ活動団体も出場できるよう規定の見直しが進められています。

今後、どのように進めるのですか？

引き続き、本市の実情に応じた地域クラブへの展開を進めるために、関係機関と協議を進めてまいります。また、皆さまへの情報発信を今後も行ってまいります。ご不明な点については、お問合せください。

【お問い合わせ先】

- ◆部活動の地域展開全般、地域クラブ・クラブ（スクール）に関すること
古賀市教育委員会生涯学習推進課スポーツ振興係 電話 092-942-1347
※ 文化・芸術に関することは、文化課文化振興係 電話 092-940-2683
- ◆部活動の地域展開に伴う教職員の兼職兼業等に関すること
古賀市教育委員会教育総務課庶務係 電話 092-942-1131
- ◆各学校の現在の部活動に関すること
古賀市教育委員会学校教育課学事係 電話 092-942-1130
または各中学校までお問い合わせください